

第3次日進市男女平等推進プラン中間見直し（案）にかかるパブリックコメント実施結果

1 意見募集期間

令和7年12月15日から令和8年1月14日まで

2 意見提出者

2名

3 提出意見数

3件

4 提出された意見と市の考え方

次頁以降のとおり

No	該当箇所	意見の概要	市の考え方
1	(35 頁) 第 4 章 基本目標Ⅳ-② さまざまな社会的困難を抱えている人の支援	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(女性支援新法)について、具体的な相談支援の施策が盛り込まれていない。DV 関連のみならず、貧困、子育て、家族関係、更年期特性などについて多様な相談窓口の充実は不可欠と考える。本市は女性相談を外部委託しており、市独自の相談員を配置しておらず、相談日も少ない。ぜひ今回の見直しで法改正に対応した具体的な施策を入れていただくよう強く求める。	第 4 次日進市男女平等推進プランの策定時には、女性支援新法をはじめとする最新の法制度を踏まえ、具体的な相談支援の充実について検討していきます。また、引き続き相談者の同意を得た上で、関係部署・機関と連携しながら重層的かつ、継続的な支援を行ってまいります。
2	(9 項) 第 2 章 1-(6) 行政の取り組みについて	令和 6 年度に実施された市民意識調査の間 4 9 「あなたは、市民の意見が市政に反映されていると思いますか」の回答は、「そう思う」+「おおむねそう思う」と答えた市民の割合は 1 2. 1 % でした。しかし、ここでは、女性が 2 9. 3 %、男性が 4 3. 8 % となっています。何故このように数値の違いが生ずるのか明らかにして欲しい。	令和 6 年度に実施した「市民意識調査」と「男女平等に関する市民意識調査」の数値の違いにおいては、回答者が異なることや設問の聞き方が若干異なることが理由ではないかと考えております。また、人によって価値観や経験、関心度などの違いにより受け取り方や状況が異なることなど回答側の要因なども理由として考えております。
3	(24 項) 第 4 章 基本目標Ⅰ-②-D ジェンダー統計の整備	「市民意識調査に性別の項目を設け、ジェンダー統計として整備します」とありますが、性別を答えることに抵抗のある市民もいます。性別を問う場合には、ジェンダー統計として男女平等推進のためであることを明らかにしていただきたい。多様性を認め合う社会を作ることを目指しながら、何故性別を答えなければならないのかについての注釈も必要だと思います。性別を答えてもらう際には、「男性」「女性」の他にどのような選択肢を設けるのか、「答えたくない」という選択肢が最適と言えるのか、十分に検討していただきたい。	ジェンダー統計の整備とアンケート等における性別欄の取り扱いについては、令和 3 年 3 月に策定した「第 3 次日進市男女平等推進プラン」に伴い、対応方法を庁内通知にて各課等に周知しているところです。 性別欄の取り扱いについて、性の多様性に配慮した取組を進めるため、具体的な対応方法としては、マークシート等の選択型の場合は、「女性・男性・回答しない」や「男性・女性・回答しない」とすることを推奨しているところです。 令和 6 年度に実施した「男女平等に関する意識調査」では、自身の認識に最も近い性別を選ぶ項目において、「女性・男性・その他」としているところです。 今後、調査の趣旨などにもよりますが、性別欄を設ける理由についての注釈を設けるなどして、精度の高いジェンダー統計を整備してまいります。